

<国民健康保険料の減免にあたっての注意事項>

- (1) 必要書類がない場合、減免申請の受付ができません。
- (2) 減免申請には審査があります。審査の結果、減免が適用されない場合があります。
- (3) 減免の適用の開始時期について
原則、申請書を受理した月の翌月中旬に通知いたします。
 - ・減免決定の場合は、国民健康保険料額決定・変更通知書を送付します。
(減免は、原則、減免申請日の属する月以降に納期がある保険料に適用されますが、減免を申請した月からの保険料変更が間に合わないため、翌月以降の納期分で調整します。)
 - ・減免不決定の場合は、国民健康保険料減免不決定通知書を送付します。

<減免申請添付資料一覧>

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請

以下に掲げる事由に応じた必要書類を国民健康保険料減免申請書と合わせて提出してください。

減免事由	必要書類・注意事項
○重篤又は死亡	医師による死亡診断書または診断書など (※コピー可)
○自己都合の退職	下記に掲げる書類すべて (※コピー可) ・退職日がわかる書類(源泉徴収票、退職証明書、離職票、資格喪失証明書など) ・令和4年1月以降、退職日までの全ての給与明細書
○仕事の減少による給与収入の減少	令和4年1月以降、減免申請日時点において有する全ての給与明細書 (※コピー可)
○事業に係る収入減少 (営業(事業)収入の減少)	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)
○事業等の廃止	下記に掲げる書類すべて ・廃業年月日がわかる廃業届出書 (※コピー可) ・収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)
○不動産収入の減少	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)
○山林収入の減少	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)

上記減免事由のうち、複数に該当する場合は、該当する減免事由に応じた必要書類をすべて提出してください。
また、必要書類を準備できない場合は、収支内訳書または収入・所得見込額報告書の裏面にある「申立書」に理由等を記入してください。(虚偽の報告をした場合は、減免の取り消しとなります。)

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の対象となる方

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

- ① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
- ② 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額(*)が1,000万円以下であること
(* 合計所得金額とは地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額をいいます。)
- ③ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【注意事項】 ※ 次に掲げる事由などの場合は、保険料減免の対象になりません。

- (1) 年金収入のみの世帯
- (2) 譲渡所得の減少(土地・建物などの不動産の売買)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合

<新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由による減免は裏面を参照ください>

2. 新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由による減免申請

減免事由	必要書類・注意事項
○震災、風水害、火災等 (①全壊、全焼、大規模半壊 ②半壊、半焼 ③火災による水損又は床上浸水)	被災状況が分かる書類 (※コピー可) ・ 災証明書
○刑事施設、労役場等への拘禁	・ 収容証明書、在所証明書等 (※コピー可) ※拘禁期間が満了する月の前月まで減免を適用します。
○旧被扶養者	被用者保険の被扶養者であったと確認できる書類 (※コピー可) ・ 各保険者が発行する資格喪失証明書等
○所得減少【注1】 ①令和3年中の所得金額と比べ、減免事由が発生した年月日以降の所得金額が、30%以上減少することが見込まれる世帯 (※新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少を事由とした減免が適用されない場合であっても、当該所得減少を事由とした減免が適用されることがあります。) ②下記の減免事由のうち、2つ以上に該当する場合は、該当する減免事由に応じた必要な書類をすべて提出してください。	
○自己都合の退職	退職日がわかる書類 (※コピー可) ・ 源泉徴収票、退職証明書、離職票、資格喪失証明書など
○非自発的失業 (会社都合の退職)	下記に掲げる書類すべて (※コピー可) ・ 非自発的失業による国民健康保険料軽減届出書 ・ 雇用保険受給資格者証 (離職コードが確認できるもの)
○仕事の減少による給与収入の減少	<u>収入が減少した月を含む直近3か月の給与明細書</u> (※コピー可)
○事業に係る収入減少 (営業(事業)収入の減少)	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)
○事業等の廃止	下記に掲げる書類すべて ・ 廃業年月日がわかる廃業届出書 (※コピー可) ・ 収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)
○不動産収入・山林収入の減少	収支内訳書 (同封していますので、記入の上、提出してください。)
○雑収入の減少	保険金・個人年金などの振込額がわかる書類 (※コピー可)
○配当収入の減少	配当金支払通知書 (※コピー可)

【注1】 所得減少を減免事由とする場合に当たっての注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による減免との併用はできません。
- (2) 譲渡所得の減少(土地・建物などの不動産の売買)は、減免の対象になりません。
- (3) 非経常所得(譲渡所得、山林所得、一時所得等)の減少は対象外です。
- (4) なお、必要書類を準備できない場合は、収支内訳書または収入・所得見込額報告書の裏面にある「申立書」に理由等を記入してください。(虚偽の報告をした場合は、減免の取り消しとなります。)